

福岡県公報

平成30年11月2日
第4040号

目次

告示(第938号-第949号)

- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
 - 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 2
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
 - 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定 (福祉総務課) …………… 4
- ### 公 告
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 5
 - 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 5
 - 平成30年度福岡県文化賞被表彰者 (文化振興課) …………… 6
 - 食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の所在地変更 (生活衛生課) …………… 6
 - 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 6
 - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 6
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- (中小企業振興課) …………… 7
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 8
- 養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録 (畜産課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 9
- 都市公園の区域の変更 (公園街路課) …………… 9

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 9
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 10
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活保安課) …………… 10

告 示

福岡県告示第938号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年7月福岡県告示第1194号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第939号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
糸島地介118	ひづめ内科	糸島市浦志二丁目2-1	H 30・10・1	訪問・訪問・通リ・居管・予訪問・予訪問・予通リ・予居管
行介歯87	医療法人マザーアグネサ ラビット 歯科クリニック	行橋市大字吉国91-1	H 30・9・1	居管・予居管
像介薬63	クローバー薬局	宗像市田熊四丁目5-2	H 30・6・20	居管・予居管
糸島地介薬69	かのん薬局	糸島市浦志二丁目2-1	H 30・10・1	居管・予居管
小介薬40	そうごう薬局小郡東野店	小郡市小郡632-8	H 28・10・1	居管・予居管
大介薬153	市民薬局	大牟田市原山町19-5	H 30・10・1	居管・予居管
筑紫生介老5	医療法人せいわ会 介護老人保健施設 ハーモニー聖和（ユニット）	筑紫野市大字西小田991-3	H 30・7・30	短療・老保・予短療

福岡県告示第940号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
遠居2	浦野整形外科医院	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-8	H 30・9・2
行介歯84	ラビット歯科クリニック	行橋市大字吉国91番地1	H 30・8・31

福岡県告示第941号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳介102	医療法人星子医院	柳川市三橋町下百町44	柳川市三橋町下百町201-6	H 30・2・3
大介285	上村耳鼻咽喉科医院	大牟田市新栄町16-5	大牟田市新栄町16-5 深町ビル2F	H 30・7・20

大居14	天光園デイサービスセンター	大牟田市大字宮崎1695-2	大牟田市大字倉永693	H 30・7・1
大居15	特別養護老人ホーム 天光園	大牟田市大字宮崎1695-2	大牟田市大字倉永693	H 30・7・1
像支48	マザーケアプランサービス	宗像市赤間駅前二丁目2番10号 トピア赤間I 105号	宗像市日の里九丁目29番地4 2号室	H 30・9・1

福岡県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	船小屋 停車場 線 水 田	前	筑後市大字常用905番1先から 筑後市大字常用902番4先まで	10.5 ～ 13.0	61.8
			後	筑後市大字常用905番1先から 筑後市大字常用902番4先まで	10.5 ～ 36.0	61.8

福岡県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	庄 伊 田 線	前	田川市大字伊加利694番9先から 田川市大字伊加利804番1先まで	11.6 ～ 23.0	200.0
			後	田川市大字伊加利694番9先から 田川市大字伊加利804番1先まで	9.5 ～ 27.0	200.0

福岡県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	大野城 二 丈 線	前	糸島市高祖8番18先から 糸島市高祖8番27先まで	19.0 ～ 104.0	90.0
			後	糸島市高祖8番18先から 糸島市高祖8番27先まで	14.5 ～ 28.0	90.0

福岡県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	大分線 太郎丸	前	飯塚市大分830番4先から 飯塚市大分767番先まで	10.0 ～ 13.0	381.0
			後	飯塚市大分830番4先から 飯塚市大分767番先まで	10.0 ～ 13.0	

福岡県告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年11月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	大分線 太郎丸	飯塚市大分830番4先から 飯塚市大分827番1先まで

福岡県告示第947号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年1月14日農林水産省告示第48号（1と3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年12月福岡県告示第2026号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第949号

平成29年7月九州北部豪雨による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とする。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名

朝倉市黒川183番地、219番地、223番地、225番地、227番地、270番地、271番地2、400番地1、637番地1、672番地1、674番地1、788番地、791番地、797番地、802番地2、2863番地、2865番地、3332番地、3336番地、3347番地、3425番地、3429番地、3431番地、3441番地、3443番地、3443番地1、3444番地、3447番地、3447番地1及び3453番地

朝倉市杷木松末311番地2、312番地1、315番地、327番地、330番地、333番地、352番地、357番地、402番地、413番地、414番地、713番地、825番地2、831番地、832番地、856番地1、869番地2、1633番地、1656番地6、1660番地1、1671番地2、1679番地、1680番地、1681番地、1686番地、1690番地、1813番地3、1815番地2、1834番地、1839番地、1882番地1、1886番地、1887番地1、2221番地、2222番地、2241番地1、2249番地、2272番地、2282番地、2285番地、2288番地、2306番地1、2308番地、2328番地、2334番地3、2336番地1、2347番地、2430番地、2449番地、2859番地、2863番地1、2874番地、2890番地、2900番地、3246番地、3440番地、3555番地、3625番地、3627番地、3628番地及び3635番地

2 長期避難世帯となった日

平成29年7月5日

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

高精度3D形状測定機 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成30年10月3日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

関東物産株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区天神三丁目9番33号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

61,128,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年8月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

マルチ樹脂材料3Dプリンタ 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成30年8月31日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

フォーサイトシステム株式会社

(2) 住所

福岡市中央区長浜一丁目4番6号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

44,085,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年7月17日

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成30年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	東山 彰良
創 造 部 門	日野 晃博
社 会 部 門	博多華丸・大吉

公告

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用す

る場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する都道府県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である九州大学農学部生物資源環境学科応用生物科学コース食品衛生課程及び九州大学農学部生物資源環境学科動物生産科学コース食品衛生課程について、その所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第20条第2号（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

変更後の登録養成施設の所在地	変更前の登録養成施設の所在地	変更の日
福岡市西区元岡744	福岡市東区箱崎六丁目10番1号	平成30年10月1日

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社北九州ファルテック	北九州市若松区向洋町10番地1	平成30年10月18日	平成33年10月17日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年10月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー前原店
 (2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐車場No.1	57台	57台
駐車場No.2	34台	18台
駐車場No.3	-	16台
合計	91台	91台

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
駐車場No.1	24時間	24時間
駐車場No.2	午前9時00分～午後10時00分	午前9時00分～午後10時00分
駐車場No.3	-	

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
出入口の数	出入口の数
4	5

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称)久留米市本店舗
 (2) 所在地 久留米市本山二丁目800番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等

久留米市では「自転車が似合うまち」を目指した取り組みを行っており、国においても自転車活用推進法の施行や自転車活用推進計画が策定され、自転車活用の推進に関する事業者の責務も明記されている。本届出の配置図において、駐輪場No.1及びNo.2は、店舗出入口から従業員用駐車場よりも遠い位置にあり、国や地方の方針に沿った取り組みとは考え難いため、弱者である自転車への配慮、位置の見直しを検討していただきたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

室外機や排気口等は、住居・店舗等の立地状況を勘案しながら設置しているが、周辺住民等から苦情の申し立てがあった場合には、適切に対応すること。

早朝における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。

住居側（A及びC地点）では基準値を下回っているが、予測地点a及びcにおいて来客車両走行音が敷地境界線上で基準値を上回っているため、周辺住民等から苦情の申し立てがあった場合には、適切に対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項等

特になし

(4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

(5) その他

不要となった既存の乗入口がある場合は、通常の歩道部と同じ形状に原形復旧をお願いしたい。また市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、久留米市役所路政課（土木管理チーム）へ事前に相談の上、詳細図等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

松山建設株式会社

(2) 所在地

福岡市中央区高砂二丁目24番23号

(3) 代表者

代表取締役 松山 孝義

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成30年10月22日

4 処分の理由

松山建設株式会社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。

公告

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	登録業者		ふ化場		登録年月日
	名称	住所	名称	所在地	
30-1	株式会社後藤 孵卵場九州事業所	朝倉郡筑前町 栗田2680	株式会社後藤 孵卵場九州事業所	朝倉郡筑前町 栗田2680	平成30年11月1日
30-2	株式会社久留 米孵卵場	久留米市御井 町字堀ノ上 1581の15	株式会社久留 米孵卵場基山 工場	佐賀県三養基 郡基山町長野 380-7	平成30年11月1日
30-3	株式会社山形 種鶏場	遠賀郡岡垣町 中央台二丁目 9番16号	株式会社山形 種鶏場本社第 1ふ化場	遠賀郡岡垣町 中央台四丁目 2番18号	平成30年11月1日
			株式会社山形 種鶏場本社第 2ふ化場	遠賀郡岡垣町 中央台四丁目 3番43号	
			株式会社山形 種鶏場熊本支 店	熊本県球磨郡 錦町西字松葉 1336-5	
	株式会社山形 種鶏場宮崎支 店	宮崎県小林市 野尻町三ヶ野 山2448-1			
	株式会社山形 種鶏場鹿児島 事業所	鹿児島県薩摩 川内市樋脇町 市比野10542 番地1			
30-4	株式会社村田 孵化場	久留米市上津 町向野2228の 588	株式会社村田 孵化場	久留米市上津 町向野2228の 588	平成30年11月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町大字戸切字岸元359番3、359番4、359番9、359番10、364番1、370番3及び371番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大分県日田市三芳小瀬町151番地
河津建設株式会社
代表取締役 河津 龍治

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画ごみ処理場の変更（平成30年10月1日那珂川市告示第134号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画火葬場の変更（平成30年10月1日那珂川市告示第134号）

公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成30年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
天神中央公園
- 2 位置
福岡市中央区天神一丁目及び西中洲地内
- 3 区域
別図面のとおりに（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 4 区域変更の期日
平成30年11月2日

公安委員会**福岡県公安委員会告示第288号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年11月2日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
 - (1) 講習会の日時
平成30年12月20日（木） 午前10時00分から午後5時00分までの間
 - (2) 講習会の場所
福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第289号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年11月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成30年12月3日（月） 午後1時30分～午後4時30分	嘉麻市大隈町1228番地1 嘉徳生涯学習センター 夢サイトかほ 大会議室	嘉麻警察署
平成30年12月12日（水） 午後1時30分～午後4時30分	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
平成30年12月19日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿西一丁目14番10号 西警察署 会議室	西警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第290号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年11月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年1月10日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年1月10日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。